

改正

平成24年3月23日条例第1号

吹田市交通災害・火災等共済条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 交通災害共済（第8条—第11条）
- 第3章 火災等共済（第12条—第16条）
- 第4章 雑則（第17条—第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、交通事故による災害又は火災等による被害を受けた者に対し、相互扶助による共済見舞金等を支給するため、交通災害・火災等共済制度（以下「共済」という。）を設け、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「火災等」とは、火災（地震又は落雷によるものを含む。）及びその消火活動、豪雨並びに洪水をいう。

（加入資格）

第3条 共済に加入することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている者。ただし、火災等共済については、世帯主に限る。
- （2） 市内の事業所又は学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校及び専修学校をいう。）に通勤し、又は通学している者。ただし、火災等共済については、その者の居住地において、住民基本台帳の世帯主である者に限る。

（加入の申込み）

第4条 共済に加入しようとする者は、加入金を添えて、市長に申し込まなければならない。

（共済期間）

第5条 共済期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、4月1日以後に加入

した者の共済期間の始期は、加入した日の翌日とする。

(加入資格喪失後の取扱い)

第6条 共済に加入した者（以下「加入者」という。）が共済期間中に第3条に規定する資格を喪失した場合においても、当該共済期間の終了する日まで同条に規定する資格を有しているものとみなす。

(請求期間)

第7条 第10条に規定する交通災害見舞金及び第14条第3項に規定する火災見舞金等（以下「共済見舞金等」という。）の請求は、次条に規定する交通事故又は火災等の発生した日から2年以内にしなければならない。

第2章 交通災害共済

(対象となる事故)

第8条 交通災害共済の対象となる事故は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両、同項第11号の3に規定する身体障害者用の車いす又は一般交通の用に供する鉄道、船舶若しくは航空機その他これらに準ずるものとして規則で定めるものによる人身事故（以下「交通事故」という。）とする。

(交通災害共済の加入金)

第9条 交通災害共済の加入金は、共済に加入しようとする者1人につき500円とする。

2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定めるところにより、加入金を減額し、又は免除する。ただし、市内に居住する者に限る。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者 免除

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児及び幼児並びに学校教育法に規定する学齢児童及び学齢生徒 5割減額

3 前項の規定により減額し、又は免除した額に相当する額は、市が負担する。

4 既納の加入金は、加入者が共済期間の開始前に第3条に規定する資格を喪失した場合を除き、返還しない。

(交通災害共済見舞金の支給)

第10条 交通災害共済の加入者が共済期間中に交通事故により災害を受けたときは、当該加入者又はその遺族の請求により、別表第1に規定する交通災害共済見舞金（以下「交通災害見舞金」という。）を支給する。

(不支給事由)

第11条 交通災害共済の加入者の次に掲げる事由による交通事故については、交通災害見舞金は支給しない。

- (1) 故意又は重大な過失
- (2) 自殺行為又は犯罪行為
- (3) 無免許運転

第3章 火災等共済

(対象となる建物)

第12条 火災等共済の対象となる建物は、加入者が住民基本台帳に記録されている住所において現に居住している建物（以下「対象建物」という。）とする。

2 前項の建物は、1以上の世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築された物とし、独立した物置、車庫、門、塀、垣その他これらに類する工作物を除く。

(火災等共済の加入金)

第13条 火災等共済の加入金は、1口につき500円とする。

- 2 火災等共済に加入しようとする者は、2口まで加入することができる。
- 3 第9条第2項第1号に掲げる者（市内に居住する者に限る。）については、加入金の1口分を市が負担する。
- 4 第9条第4項の規定は、火災等共済の加入金について準用する。

(火災等共済見舞金等の支給)

第14条 火災等共済の加入者が共済期間中に火災等により被害を受けたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める火災等共済見舞金を、別表第2に定めるところにより支給する。

- (1) 火災又はその消火活動に伴う水損により、対象建物に被害を受けた場合（次号に掲げる場合を除く。） 火災見舞金
- (2) 地震による火災又はその消火活動に伴う水損により、対象建物に被害を受けた場合 地震火災見舞金
- (3) 豪雨又は洪水により、対象建物又は対象建物内の動産に浸水の被害を受けた場合 浸水被害見舞金

2 前項第1号に掲げる場合において、火災等共済の加入者又はその者と同一の世帯に属し、かつ、同居している親族（第16条第1号において「火災共済加入者等」という。）が対象建物の火災により180日以内に死亡したときは、別表第2に定める死亡弔慰金を支給する。

3 第1項の火災等共済見舞金及び前項の死亡弔慰金（以下「火災見舞金等」という。）は、支給要件を満たした都度、火災等共済の加入者又はその遺族の請求により支給する。

（対象建物の変更に伴う共済の効力）

第15条 共済期間中に次の各号のいずれかの事由が火災等共済の加入者に生じたときは、当該火災等共済は、当該事由が生じた日以後、新たな対象建物についてその効力を有する。

（1）対象建物を焼失し、損壊し、又は解体したことにより同一敷地内において対象建物を新築し、又は改築したとき。

（2）転出又は転居により対象建物を変更したとき。

（不支給事由）

第16条 次に掲げる事由による火災等については、火災見舞金等は支給しない。

（1）火災共済加入者等の故意又は重大な過失

（2）暴動その他の事変

（3）天災（地震、落雷、豪雨及び洪水を除く。）

第4章 雑則

（譲渡及び担保の禁止）

第17条 共済見舞金等の受給権は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

（共済見舞金等の返還）

第18条 市長は、偽りその他の不正な手段により共済見舞金等の支給を受けた者がいるときは、その者から当該共済見舞金等の全部又は一部を返還させるものとする。

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条、第9条、第13条及び第19条の規定は、公布の日から施行する。

（吹田市交通災害共済条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

（1）吹田市交通災害共済条例（昭和46年吹田市条例第34号）

（2）吹田市火災共済条例（昭和56年吹田市条例第27号）

（吹田市交通災害共済条例等の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に発生した交通事故及び火災に係る共済給付金並びに共済見舞金及び死亡弔慰金については、なお従前の例による。

（以下省略）

附 則（平成24年 3 月23日条例第 1 号）

この条例は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

別表第 1（第10条関係）

交通災害見舞金

等級	災害の程度	金額
1 等級	死亡	1, 200, 000円
2 等級	治療期間 6 月以上の傷害	175, 000円
3 等級	治療期間 3 月以上 6 月未満の傷害	90, 000円
4 等級	治療期間 1 月以上 3 月未満の傷害	40, 000円
5 等級	治療期間 1 月未満の傷害	15, 000円

備考

- 1 交通災害見舞金の支給後、その支給原因となった交通事故による災害の程度が上位の等級に移行したときは、交通災害共済の加入者又はその遺族の請求により、上位の等級に相当する交通災害見舞金と既に支給した交通災害見舞金との差額を支給する。
- 2 交通災害共済の加入者が傷害を受け治癒しない間に重ねて傷害を受けたときは、最初の傷害の日からこれらの傷害が治癒した日までの治療期間に対して、2 等級から 5 等級までの欄を適用する。

別表第 2（第14条関係）

火災見舞金等

区分	等級	被害の程度	金額
火災見舞金	1 等級	対象建物の焼失し、又は損壊した部分の面積の当該対象建物の延べ面積に対する割合（以下「焼損率」という。）が70パーセント以上	1, 150, 000円
	2 等級	焼損率が30パーセント以上70パーセント未満	575, 000円

	3 等級	焼損率が10パーセント以上30パーセント未満	115,000円
	4 等級	消火活動に伴う対象建物の水損により損害を受けた部分の面積の当該対象建物の延べ面積に対する割合（以下「水損率」という。）が30パーセント以上	115,000円
	5 等級	焼損率が10パーセント未満又は水損率が30パーセント未満	23,000円
死亡弔慰金		対象建物の火災（地震によるものを除く。）による火災共済加入者等の死亡	死亡1人について 385,000円
地震火災見舞金			30,000円の範囲内において災害の都度市長が定める額
浸水被害見舞金			30,000円

備考

- 1 2口加入者の火災見舞金等（地震火災見舞金を除く。）の額は、当該金額欄に掲げる額の2倍とする。
- 2 4等級の被害又は5等級の水損被害と他の等級の被害とが競合する場合の等級は、重い被害に応ずる等級とする。